

議案第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「委員長」を「教育長職務代理者」に改める。

(上尾市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 2 条 上尾市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年上尾市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会教育長」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 44 年上尾市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 16 条第 2 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項」に、「、旅費及び勤務時間等」を「及び旅費に関する事項」に改める。

第 5 条第 1 項中「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条各号(第 1 号を除く。)又は」を削り、「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改め、「(地方公務員法第 29 条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第2号中「地方公務員法第16条各号（第1号を除く。）又は」を削り、「第4条第2項第2号」を「第4条第3項第2号」に改め、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

（上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正）

第4条 上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例（平成21年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

（上尾市職員定数条例の一部改正）

第5条 上尾市職員定数条例（平成23年上尾市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第21条」を「第19条」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項第8号中「第21条」を「第19条」に改め、同条第2項中「前条第2項第3号から第6号」を「前条第2項第2号から第5号」に改め、同条第3項中「前条第2項第3号」を「前条第2項第2号」に改め、「同項第4号から第6号」を「同項第3号から第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の

規定、第2条の規定による改正後の上尾市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第1条、第5条及び第5条の2の規定、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定並びに第5条の規定による改正後の上尾市職員定数条例第1条及び第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定、第2条の規定による改正前の上尾市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条、第5条の2及び第7条の規定、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定並びに第5条の規定による改正前の上尾市職員定数条例第1条及び第2条の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例に施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(上尾市職員公務災害見舞金条例の一部改正)

- 4 上尾市職員公務災害見舞金条例(昭和48年上尾市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条第2項第6号」を「第1条第2項第5号」に改める。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな地方教育行政制度が開始されることから、関係する条例について改正する必要があるので、この案を提出する。